

# 食品衛生 FAX 通信

各食品取扱い店 店長 様

令和4年6・7月号

～ 6・7月の目標 ～

**すべての加工食品に  
原材料の原産地表示が必要です**

## 【表示方法】

① 重量割合が最も高い原材料の原産地を表示します。

② 以下の例のように表示します。

(例 1)

名称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉 <b>(国産)</b> 、塩、…

(例 2)

名称	クッキー
原材料名	小麦粉、バター、…
<b>原料原産地名</b>	<b>国内製造 (小麦粉)</b>

インスタア加工し  
その場で販売する場合  
原料原産地表示は不要ですが、  
仕入れ品が正しく表示されているか確認しましょう。

### ポイント1

原材料名の欄に( )を付して表示する(例1)か、**原料原産地名**欄を設けて表示する(例2)。

### ポイント2

原材料が

【1】**生鮮食品**の場合(例1)

「〇〇産」と記載

【2】**加工食品**の場合(例2)

「〇〇製造」と記載

#### 【問合せ先】

島しょ保健所大島出張所

Tel 04992-2-1436

島しょ保健所三宅出張所

Tel 04994-2-0181

島しょ保健所大島出張所新島支所

Tel 04992-5-1600

島しょ保健所八丈出張所

Tel 04996-2-1291

島しょ保健所大島出張所神津島支所

Tel 04992-8-0880

島しょ保健所小笠原出張所

Tel 04998-2-2951